



日本のまんなか  
水と緑といで湯の街渋川市

## 令和2年6月第2回市長定例記者会見

- ・日時 令和2年6月8日（月）  
午後1時
- ・場所 市役所本庁舎記者会見室

- 1 小規模事業者が行う新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の取り組みに補助金を交付します（資料1）
- 2 「支え合いマスクボックス」を設置します（資料2）
- 3 渋川市こども発達相談室を開設します（資料3）

○次回開催予定 6月第3回記者会見  
日時：令和2年6月11日（木）午後1時～  
場所：本庁舎記者会見室

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
6月8日(月)	9:00	庁議	庁議室	秘書室
	13:00	記者会見	記者会見室	秘書室
6月9日(火)	10:00	議会運営委員会	第1委員会室	議会事務局
	13:30	介護サポーター代表者会議	ほっとプラザ	介護保険課
6月10日(水)				
6月11日(木)	13:00	記者会見	記者会見室	秘書室
	15:00	洪川市政策戦略会議	庁議室	秘書室
6月12日(金)	10:00	6月市議会定例会:開会、議案上程		議会事務局
6月13日(土)	19:00	石原西ほたるの里づくりの会 ほたる鑑賞会	石原西前堤下	環境政策課
6月14日(日)				
6月15日(月)	10:00	6月市議会定例会:議案上程		議会事務局

## 資料1

担当：産業観光部商工振興課 課長 牧 伸治 電話0279-22-2596 内線4890

# 小規模事業者が行う新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の取り組みに補助金を交付します

市内の小規模事業者が、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための環境整備に取り組んだ経費のうち、備品の購入費の一部を補助する事業を開始します。  
補助額は、備品購入費の総額が3万円以上の場合、その金額の3分の2（上限10万円）です。

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の小規模事業者が、感染拡大防止対策のための環境整備に取り組んだ経費のうち、備品の購入費の一部を補助し、事業の継続を支援します。

## 2 事業の概要

市内小規模事業者が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために購入した備品のうち、令和2年4月1日から同年9月末日までに購入及び支払いを完了させた備品購入費の総額が3万円以上の場合に、その金額の3分の2（上限10万円）を補助します。

ただし、国、群馬県及び渋川市の他の補助金の対象経費としたものは対象外とし、申請は1事業者につき1回までとします。

## 3 補助対象者

- (1) 日本標準産業分類において、「小売業」「飲食業」「生活関連サービス業」のいずれかに分類される小規模事業者であること
- (2) 来客型店舗（この補助金においては、「不特定多数の来客を対象に、対面で物品の販売又はサービスの提供を行うことが主たる目的である事務所又は事業所」と定義します。）を市内で1年以上継続して営業している小規模事業者であること（支店は除きます。）
- (3) 補助金受領後も経営を継続する意欲があることなど

## 4 申請書類

- (1) 交付申請兼実績報告書
- (2) 法人にあつては直前の事業年度の法人税申告書の写し
- (3) 個人事業主にあつては令和元年分の所得税確定申告書の写し又は令和2年度の住民税申告書の写しなど
- (4) 購入した備品の詳細が確認できる領収書及び納品書など
- (5) 備品の設置状況が確認できる写真など

**5 申請方法**

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、原則として郵送で受け付けます。

**6 申請期間** 令和2年7月1日(水)～10月31日(土)

**7 周知の方法**

市ホームページや商工関係団体へのチラシの配布などにより周知します。

**8 交付時期**

審査終了後、交付決定兼確定通知書を申請者へ送付。その後、請求書を受理してから2週間程度で申請者指定の金融機関口座へ振り込む予定です。

**9 予算額** 10,000千円(6月補正予算での予算措置を予定しています)

## 資料2

担当：市民環境部市民協働推進課 課長 生方 茂樹 電話0279-22-2463 内線4314

### 「支え合いマスクボックス」を設置します

市民が手作りしたマスクや余っている使い捨てマスク、国から各戸に配布された布マスクなどの寄附を受け付ける「支え合いマスクボックス」を、市役所本庁舎、各行政センター、渋川駅前プラザに設置します。

ボックスは、「子どもたちが使って」「高齢者の方が使って」「どなたでも」の3種類を設置し、それぞれの箱ごとの利用先にお渡しします。

#### 1 趣 旨

新型コロナウイルスの感染拡大が続いた時期は、全国でマスクが入手できない状態が続きましたが、現在は店頭でも入手ができ、手作りマスクを作る人も増えている状況です。

「新しい生活様式」においては、対面の際などにはマスクを着用するよう推奨されていますので、手作りマスクや余っている使い捨てマスク、国から各戸に配布された布マスクなど「他の人に使ってほしい」という気持ちを受け取る「支え合いマスクボックス」を設置します。

「支え合いマスクボックス」は、「子どもたちが使って」「高齢者の方が使って」「どなたでも」の3種類を設置し、寄附していただく方の気持ちを尊重し、それぞれの箱ごとの利用先にお渡しします。

#### 2 内 容

- (1) 名称 支え合いマスクボックス
- (2) 設置場所 市役所本庁舎、各行政センター、渋川駅前プラザ
- (3) ボックスの種類 3種類
  - ①「子どもたちへ」ボックス
  - ②「高齢者の方たちへ」ボックス
  - ③「どなたでも使ってください」ボックス
- (4) 寄附いただいたマスクの活用方法
  - ①「子どもたちへ」ボックス→保育所、幼稚園、学童保育、小学校等へ
  - ②「高齢者の方たちへ」ボックス→高齢者施設等へ
  - ③「どなたでも使ってください」ボックス→大きさに応じ上記①②等に配布

3 設置開始日 令和2年6月10日(水)

#### 4 その他

マスクは未使用のものに限ります。

また、一つずつビニール等に入れてご寄付をお願いします。



## 資料3

担当：スポーツ健康部健康増進課 課長 一場 悦子 電話0279-25-1321 内線4600

# 渋川市こども発達相談室を開設します

発達に心配のある18歳未満の子どもの支援及び家族支援を行いながら、子どもの成長や発達の状況に合わせて、切れ目のない支援を行うための「渋川市こども発達相談室」を、渋川ほっとプラザ内に開設します。

## 1 目的

「渋川市こども発達相談室」は、発達に心配のある18歳未満の子ども及びその家族に対して、専門職による個別相談を行い、個々の状態に応じて、医療機関や福祉サービス、園や学校、保健センター、児童相談所などとの連携により、子どもの成長や発達の状況に合わせて、切れ目のない支援を行うことを目的とします。

## 2 事業の概要

- (1) 電話や来所による相談、相談日の予約
- (2) 専門職による相談（予約制）
- (3) 関係機関との連携による支援

3 事業委託先 特定非営利活動法人渋川広域障害保健福祉事業者協議会

4 事業開始日 令和2年7月1日(水)

5 場 所 渋川ほっとプラザ（1階）

6 対象者 渋川市在住の18歳未満の子どもとその家族

## 7 業務内容

### (1) 電話相談

実施時間：月～金曜日、第3土曜日（国民の祝日、年末年始を除く）  
午前9時～午後5時

対応者：常勤職員（保育士・幼稚園教諭、精神保健福祉士）が対応します

### (2) 専門スタッフによる相談

内 容：個別相談（予約制・週1回）

対応者：心理士（スクールカウンセラー兼務含む）、言語聴覚士、作業療法士  
※交代で1名勤務

## 8 相談室の連絡先

電 話：0279-25-7274

F A X：0279-25-7284

e-mail：shibuko-soudan@dan.wind.ne.jp